

有資格業者の指名停止措置について

近畿運輸局は、有資格業者1者に対し、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく指名停止措置を行った。

記

1. 指名停止業者及び措置の内容

株式会社山岡組

期間：令和6年2月9日～令和6年6月8日（4ヶ月）

範囲：近畿運輸局管内

2. 指名停止の理由

株式会社山岡組の代表取締役は、2021年5月から2023年8月の間に、奈良県三郷町が発注した複数の工事で、同町職員より入札参加業者名を入手し、公正な入札を妨害したとして、令和5年12月21日、公契約関係競売入札妨害の疑いで大阪地検特捜部に在宅起訴された。

当該事実については、「「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」の制定について」（平成9年5月30日付け官会第1242号）の別表第2第10号（公契約関係競売妨害又は談合）に該当するため。